

議会運営委員会記録

1. 期日 平成 28 年 11 月 22 日(火) 開会 13 時 30 分
閉会 13 時 56 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
①平成 28 年第 4 回二宮町議会定例会の運営について
②平成 29 年二宮町議会定例会予定表(案)について
4. 出席者 二見委員長、渡辺副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、小笠原委員
添田議長、安藤事務局長、椎野庶務課長、堀込主事
- 執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
- 傍聴議員 5 名
- 一般傍聴者 0 名
5. 経過

議長あいさつ

①平成 28 年第 4 回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。平成 28 年第 4 回二宮町議会定例会の運営についてを議題とする。執行者側より説明をお願いします。
- 総務課長 資料に基づき説明(平成 28 年第 4 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)
- 委員長 これより質疑に入る。
- (挙手なし)
- 特になければ事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。
- 局長 資料に基づき説明(平成 28 年第 4 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案))
- 委員長 ただいま局長より説明があったが、その中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。
協議事項の 1 番、陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請についてである。

1つ目、平成29年度における「重度障害者医療費助成制度」継続についての陳情について、教育福祉常任委員会へ付託でよいか。

桑原

この中の陳情に対し、何度も出てきているが、これは常に取り扱わなければならないのか。

委員長

陳情については、趣旨説明のかたがいらっしゃる場合、付託して審査をするという申し合わせ事項がある。
教育福祉常任委員会へ付託でよいか。

(異議なしとの声あり)

では、教育福祉常任委員会へ付託とする。また、出席要請は担当部長以下でよいか。

(異議なしとの声あり)

ではそのようにする。

次に介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情について、教育福祉常任委員会へ付託でよいか。

(異議なしとの声あり)

では、教育福祉常任委員会へ付託とする。また、出席要請は担当部長以下でよいか。

(異議なしとの声あり)

ではそのようにする。

次に安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、国への意見書提出を求める陳情について、教育福祉常任委員会へ付託でよいか。

(異議なしとの声あり)

では、教育福祉常任委員会へ付託とする。また、出席要請は担当部長以下でよいか。

(異議なしとの声あり)

ではそのようにする。

次に人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情について、趣旨説明がないがどうするか。

- 小笠原 趣旨説明がないと取り扱わないという決まりもない。よって、取り上げるべき。
- 杉崎 説明者がいなくて、執行者側に聞いても分からない。それで審査できるのか。机上配付でいいのではないか。
- 桑原 私も杉崎委員と同じで、陳情者のきちんとした説明があれば誠意を尽くすが、どうして説明がないものを取り上げるのか。机上配付でよい。
- 委員長 机上配付の意見が多いので、机上配付とする。
- (異議なしとの声あり)
- 次に「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情について、趣旨説明はない。どうするか。
- 桑原 机上配付でよい。
- 委員長 机上配付でよいか。
- (異議なしとの声あり)
- では、机上配付にする。次に「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について、趣旨説明はないが、どうするか。
- 小笠原 この団体も活動が忙しくて来れないかとは思いますが、毎年同じ形で意見書を出している。日本の最低賃金はまだまだ先進国のなかでは、低いというところで意見書を提出すべきだと思うので、これを取り上げてほしい。
- 杉崎 これも説明者がいない。本来意見書をあげてほしいということなら、説明に来るべき。来ないので、審議ができないから机上配付でよい。
- 委員長 では、机上配付としたい。次に「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、こちらも趣旨説明はない。机上配付でよいか。
- (異議なしとの声あり)
- 次に「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求

める陳情」について、これも趣旨説明はない。机上配付でよいか。

(異議なしとの声あり)

ではそのようにする。

次に、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例(議案第 58 号)の取扱いについて、即決か委員会へ付託か、どうするか。

小笠原
委員長

本会議即決でお願いしたい。そのほうが合理的である。

即決でよいか。

(異議なしとの声あり)

では本会議にて即決で行う。

また、休会日については、12 月 6 日(火)を一般質問前日のため、休会とすることでよいか。

(異議なしとの声あり)

では、そのようにする。以上で協議事項については終わる。その他の事項については、局長の説明のとおりでよいか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認める。そのように決する。執行者の退席をお願いする。

暫時休憩 13 時 52 分～13 時 53 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を開く。次に、平成 29 年二宮町議会定例会開催予定表(案)について、事務局より説明をお願いする。

局長

それでは資料に沿って説明をする。

資料に基づき説明(平成 29 年二宮町議会定例会 開催予定表(案))

以上、28 年と同じように組んでいる。なお、この定例会予定表について、何かあれば 24 日の午前中までに事務局まで問い合わせ等をしてほしい。特に何もなければ 25 日の議会全員協議会にて最終決定をさせていただく予定である。

杉崎

何かあったらとはどういうことか。

局長

特にないと思うが、曜日等の間違いがあればということである。

委員長

以上の説明でよいか。

(異議なしとの声あり)

では、そのように決する。他に何かあるか。

(挙手なし)

ないようであれば、これで議会運営委員会を閉会する。ご苦勞様でした。

閉会 13時56分